

「下水道の供用開始に向けて」

あさぎり町上下水道課

あさぎり町では、快適な生活環境づくりをめざして平成5年度から下水道工事を進め、平成11年度から順次下水道の供用を開始しています。

下水道の供用開始区域については、その区域と時期を住民の皆様にお知らせ（公告）しており、公告に示された区域の受益者は、受益者分担金の納付義務が生じるとともに、速やかに排水設備を設置（汲み取り便所の水洗化については、供用開始公示後3年以内）して下水道へ接続しなければなりません。また、下水道への接続後は、毎月、下水道使用料を納付して頂くこととなります。

その受益者分担金・下水道使用料等についての概要は下記のとおりです。

1. 受益者分担金について

受益者とは：公共下水道の排水区域内に所在する建築物等の所有者

(1) 下水道事業受益者分担金の額

区 分	金 額
一般世帯（1戸当たり）	130,000円とする。
事業所等	下水道事業受益者分担金算定基準表により算出した浄化槽の人槽に基づき、次の区分による賦課。 1. 10人槽までは、130,000円とする。 2. 11人槽以上については、130,000円に10人槽を超えた人槽分に1,000円を乗じて得た額を加算した額とする。

(2) 受益者分担金は、5年に分割して年4期（20回払い）で納付することになります。（一般世帯の場合は、年額26,000円。1期分の納付額は、6,500円。）

* 受益者分担金の納期日

第1期 …………… 6月1日から 6月 末日まで
第2期 …………… 9月1日から 9月 末日まで
第3期 …………… 12月1日から12月25日まで
第4期 …………… 翌年3月1日から 同月25日まで

- (3) 受益者分担金の一括納付を希望される方は一括納付することができます。その場合、下記により算定して得た額の一括納付報奨金が交付されます。

下水道事業受益者分担金一括納付報奨金算定基準表

分割年数（分割年度）	1年	2年	3年	4年	5年
一括して納付した期数	20期分	16期分	12期分	8期分	4期分
報奨金交付率	5%	4%	3%		

各分割年度の1期目の納入期限までに当年度分及び後年度分の納期に係る分担金を一括して納入された場合、その納入された分担金の額を基礎とし、上記の交付率を乗じて得た額を報奨金とする。

- (4) 受益者分担金の徴収猶予について

次の表に該当する場合は、受益者分担金の徴収猶予が受けられます。

対 象	徴収猶予期間	期間延長	徴収猶予額
1.病気、又は、事故等により長期の療養を必要とするとき	2年以内	2年以内	町長が認める額
2.係争中のもの	判決等により解決のときまで		全額
3.災害・盗難にあったとき	2年以内	2年以内	町長が認める額
4.生活扶助を受けているとき	生活扶助を受けている期間		全額
5.建物等で使用されていないとき	建物等が使用されるまでの期間		町長が認める額
6.その他、町長が必要と認めたとき	町長が認める期間	実情に応じてその都度	町長が認める額

- (5) 受益者分担金の減免について

公共施設等にあつては、その施設の種類により減免率を定め、受益者分担金を減免することとしています。

2. 排水設備工事費助成制度について

下水道の工事が完了した地区については、「下水道へ接続し利用できます。」ということで、町において供用開始の公告をしますが、その公告に示された地域の方は、速やかに下水道への接続のための排水設備工事（トイレを水洗化する工事、トイレからの排水や台所・風呂場等からの排水を管渠で集めて下水道管へ導く工事）を私費で実施しなければなりません。

(1) あさぎり町では、皆様が私費で設置される排水設備工事費の一部について、排水設備工事1回に限り下記により助成することとしています。

区 分		助 成 金 の 額	
排水設備設置義務者自ら、又はその親族が居住の用に供する建物につき、下水道供用開始告示の日より3年以内に下水道への接続工事が完了した場合	汲み取り便所を改造して下水道へ接続（新設を含む。）	200,000 円	便所・炊事場・風呂場等の汚水の集合地点（集めます）から公共ますまでの宅地内排水設備工事の管敷設延長が10mを超えた部分について1m（1m未満切捨て）当たり2,000円を乗じた額
	単独処理浄化槽を廃止して下水道へ接続	100,000 円	
	合併処理浄化槽を廃止して下水道へ接続	60,000 円	
上記以外の建物（貸家・アパート・事務所・店舗・工場等）につき、下水道供用開始告示の日より3年以内に下水道への接続工事が完了した場合	下水道供用開始告示の日より1年以内に下水道への接続	40,000 円	
	下水道供用開始告示の日より2年以内に下水道への接続	30,000 円	
	下水道供用開始告示の日より3年以内に下水道への接続	20,000 円	

(2) 排水設備工事費助成金の受給資格

- * 供用開始公告の日から3年以内に排水設備工事を行う者。
ただし、「この期間内に排水設備工事ができなかったことについて、相当の理由があった。」と町長が認めた場合は、この限りでない。
- * 町税及び下水道事業受益者分担金を滞納していない者。

3. 排水設備工事指定工事店制度について

各家庭等の排水設備工事は、あさぎり町が指定した工事店（指定工事店）でなければ施工することはできません。よって、排水設備工事の施工にあたっては、あさぎり町の指定工事店の中から各自、排水設備工事指定店を選んで頂いて請負契約の締結をしていただくことになります。

【排水設備工事指定店とは】

排水設備工事について、一定の知識と技能を持った技術者（責任技術者）がおり、熊本県内に事業所が所在する工事店で、その工事店の申請により町長が排水設備工事の施工につき適格であると認めた工事店をいう。

【一定の知識と技能を持った技術者（責任技術者）とは】

「社団法人日本下水道協会熊本県支部」が実施する「下水道排水設備工事責任技術者認定試験」に合格し、あさぎり町に登録した者をいう。

あさぎり町では、「あさぎり町排水設備工事指定工事店一覧表」を作成しています。

4. 下水道使用料について

- (1) 下水道使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、下記により算出した合計額に 1.08 を乗じて得た額（消費税額を加算、1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。

基本水量	8 m ³	8 m ³ を超えた排水量
基本料金	1,200 円	超過料金 150 円/m ³

(計算例) 4 人家族で 1 月に 28 m³の汚水を排水した場合

$$\{1,200 \text{ 円} + (28 \text{ m}^3 - 8 \text{ m}^3) \times 150 \text{ 円}\} \times 1.08 = 4,536 \text{ 円}$$

- (2) 排除した汚水の量について

- ① 町の上水道を使用する方の汚水排水量については、上水道の使用水量とする。
- ② 町の上水道以外の水を排除する方については、その水源（井戸水等）に量水器を設置し、その使用水量を汚水排水量とする。

ただし、上記の使用水量について、畜舎や農業用ハウス等に使用され、明らかに下水道に排除されないと認められるものについては、その部分について汚水排水量から除くために量水器を設置するなり、合理的な方法で認定する。

《最後に》

下水道の整備には、長い年数と多額の費用が必要ですが、あさぎり町では快適な生活環境を創造するとともに河川等の水環境を守るため、できるだけ早く下水道を完成させたいと考えております。しかしながら、多額の費用を投じ建設した下水道も住民の皆様の利用がなければ十分な効果を発揮することはできません。健康的で快適な生活環境づくりを進めるため、下水道への接続について皆様のご協力をよろしくお願い致します。

なお、これらに関してのお問い合わせは下記へお願い致します。

あさぎり町役場上下水道課 (電 話) 45-1111 内線 2206 45-7222 (直通)
